クロム酸鉛顔料事件 一 甦る大事件の全貌 一

花田特許事務所 弁理士 花田 吉秋 弁理士 花田 健史

第1章 はじめに

1 本稿の目的

特許法等の一部を改正する法律(平成23年法律第63号)の施行に伴い、同一の事実及び同一の 証拠に基づく特許無効審判の請求についての「一事不再理」の規定は第三者には及ばないことと なった。この特許法(以下「法」という。)167条の改正は、再審における主張の制限(法104条 の4の新設)、審決取消訴訟における取消決定の廃止(旧法181条2項の削除)と並んで、特許紛 争の迅速かつ公正な解決を図るための法整備の中核をなすものといえる。

ところで、法167条の解釈適用については、最高裁判決(平成7年(行ツ)第105号、平成12年 1月27日)よって大審院の判例が変更されたことがよく知られている(特許判例百選 [第4版]、 有斐閣、2012年、94頁)。

しかしながら、その契機となった一連の事件、いわゆる「クロム酸鉛顔料事件」について、その全貌を紹介する記事はないようである。

そこで、本稿は、上記事情に鑑み、「クロム酸鉛顔料事件」を紹介することを目的とするものである。

2 事件の全体構造

本稿は、クロム酸鉛顔料の発明に関する二つの特許を巡って争われた事件のうち、二件の特許無効審判事件と一件の特許権侵害事件を紹介する。これら事件の当事者は、特許権者である米国法人X並びに日本法人Y1、Y2及びY3(以下併せて「Yら」ということがある。)の四者であり、XがY1に対して特許権侵害訴訟を提起するのに前後して、Yらは第一特許及び第二特許について特許無効審判を請求した。結論からいえば、Xによる損害賠償請求が認められた(Y1は控訴しなかったので確定)後、その請求の基礎となった特許権が特許無効審決確定により遡及的に消滅したとの経緯をたどり、事件が表面化してから終結するまでの間およそ二十年を要した。

なお、「顔料」とは、水や有機溶媒に溶けない有機又は無機質の有色微粒子(数 $10m\mu \sim 2m\mu$)で展色料と混和して塗膜又は成型物に色彩を与える色材であり、「クロム酸鉛顔料」は、クロム酸鉛(PbCrO⁴)を主成分とする黄色顔料であって、一般的に黄鉛またはクロム黄と称される代表的な着色顔料であったが、その有する毒性により、現在は一部用途を除き、製造販売を禁止されている。

第2章 本 編

第1節 第一特許に係るもの

昭和55年 (1980) 12月25日 (請求日) ~平成元年 (1989) 3月7日 (確定日) 「八年三月]

本件は、第一特許に対する特許無効審判請求の成否を巡り、特許無効審決と審決取消訴訟における棄却判決とを経て、特許無効審決の確定をもって終了し、その請求日から確定日までの間およそ八年三月が経過している。

なお、本件無効審判については、昭和62年5月25日法律第27号〔特許法等の一部を改正する法律一・二条・附則七・一〇条による改正〕による改正前の法124条の規定(「特許が特許出願前に外国において頒布された刊行物に記載された発明又はその発明に基いてその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができた場合における発明についてされたときは、その特許についての前条第一項の審判は、特許権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。」)が適用される。

第1項 特許無効審決(特許庁昭和61年1月30日審決)

昭和55年(1980)12月25日(請求日) ~昭和61年(1986)1月30日(審決日) [五年二月]

1 事件の概要

Xは、その名称を「シリカ被覆クロム酸鉛顔料」とする発明について、米国において1965年10月5日にした出願外に基づく優先権を主張して昭和41年10月4日にした特許出願(特願昭41-64953)により、昭和46年3月10日にされた出願公告(出願公告昭46-9555)を経て、昭和48年8月9日に特許権の設定登録を受けた(特許第699310号、以下「第一特許」という。なお、その存続期間は昭和61年3月10日の経過をもって満了した。)。

Y1、Y2及びY3は、第一特許に係る発明は、その特許出願前に当業者が日本国内において 頒布された刊行物に記載された発明に基いて容易に発明をすることができたとして、第一特許を 無効にすることについて審判をそれぞれ請求した(昭和55年審判第22925号、昭和56年審判第 3325号、昭和56年審判第16129号)。

特許庁は、請求人Yらの請求についての審理を併合し、一つの審決書により、特許を無効にするとの審決をした。

(1) 本件特許発明

第一特許に係る明細書(以下この項において出願公告公報をもって「本件明細書」という。)の特許請求の範囲に記載された発明(以下この項において「本件特許発明」といい、次項において「本件発明」といい、第3節において「本件発明(一)」という。)は、以下のとおりのものである。

「クロム酸鉛顔料と、その顔料の各粒子の表面に実質的に連続した皮膜の形で存在する全重量あたり少なくとも2%の濃密な不定形シリカとから、本質的に成るクロム酸鉛顔料組成物。」

また、本件明細書の発明の詳細な説明には、本件特許発明は、酸、アルカリ及び石けん液と接触したとき、並びに光や熱にさらしたときに起こる変色に対して、非常に改良された抵抗性を持つクロム酸鉛顔料に関すること、これら課題解決のために、前記特許請求の範囲記載の発明としたこと、本件特許発明の改良クロム酸鉛顔料は、水性アルカリ媒体中に微粉状のクロム酸鉛を懸濁し、次いで活性シリカを導入して、濃密な無定形シリカの連続皮膜でクロム酸鉛顔料粒子を被覆することにより製造できること、本件特許発明の顔料は、未処理の顔料又は多孔質ゲル状シリカで処理したものに比較して非常に侵されにくいことが記載されている。

(2) 引用発明

請求人Yらの提出した米国特許第2885366号明細書(以下この項において「甲イ号証」といい、 次項において「引用例1」といい、次節第1項において「甲第2号証」といい、同節第2項にお いて「アイラー特許明細書」という。)には、以下の発明が記載されている。

「濃密な不定形シリカの連続した皮膜で被覆した固体物質、ことに少なくとも一方向の寸法が 5 ミクロン以下の微細に分割された固定物質の芯材からなるもの、およびその製法。」

この外、甲イ号証には、アルカリ条件下において基材をシリカ皮膜によって被覆する方法と当該方法をアルカリに弱い基材に適用するための方法とが記載されている。なお、この甲イ号証は本件明細書において先行技術文献として引用されていたものでもある。

Processes of the invention are carried out by suspending the material to be used as the substrate or core in water and by then adding thereto active silica. Throughout the pH should be maintained between 8 and 11.

If a substrate, for example, is attacked by alkali, then the pH of operation should initially at least be kept at the lower part of the range. After a skin has begun to form on the cores the pH can be raised if desired.

(訳文)

「本件発明の方法は基材すなわち芯材として用いる材料を水に懸濁させ次いでこれに活性シリカを添加することによって行われる。pHはこの間ずつと八から十一の間に保つべきである。」「もし基材がたとえばアルカリに侵されるような場合には、操作pHは少なくとも初期において該範囲の下限部分に保持すべきである。スキンが芯材上に形成されはじめたら、pHは所望に応じて上げることができる。」

また、請求人Yらの提出した複数の刊行物(英国特許第730176号明細書、米国特許第2296638号明細書、米国特許第2346188号明細書。以下この項において併せて「甲号証」といい、次項において「引用例2ないし引用例4」という。)には、酸性条件下のもとで「多孔質ゲル状シリカ」による皮膜で被覆したクロム酸鉛顔料と、その製造方法が記載されている。